

## 役員

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)」、「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)」に基づく公表

### 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の役員(令和8年4月1日現在)

役職	氏名	就任年月日	経歴
理事長	中釜 齊	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日	昭和57年 3月 東京大学 医学部卒業 平成2年 4月 東京大学医学部付属病院 助手 平成3年 1月 米国マサチューセッツ工科大学 がん研究センター リサーチフェロー 平成9年 4月 国立がんセンター研究所 生化学部長 平成19年 4月 国立がんセンター研究所 副所長 平成23年 4月 国立がん研究センター 研究所長 平成28年 4月 国立がん研究センター 理事長
理事	鈴木 建一	令和8年4月1日 ～ 令和8年6月30日	平成3年 3月 東京大学教育学部卒業 平成3年 4月 厚生省入省 平成27年 10月 厚生労働省社会・援護局保護課長 平成30年 7月 厚生労働省健康局総務課長 令和2年 9月 日本年金機構審議役(令和3年5月～理事) 令和4年 7月 総務省消防庁審議官 令和6年 7月 国立国際医療研究センター理事長特任補佐 令和7年 4月 国立健康危機管理研究機構理事長特任補佐
監事	小宮山 榮	令和7年9月1日 ～ 中長期計画最終年度 についての財務諸表 承認日	昭和63年 3月 明治大学商学部卒業 平成4年 10月 株式会社トミー(現株式会社タカラトミー)入社(嘱託社員) 平成12年 3月 太田昭和監査法人埼玉事務所(現EY新日本有責任監査法人)入所 平成26年 4月 イマニシ税理士法人入所(現職) 平成27年 7月 年金積立金管理運用独立行政法人監事 令和2年 8月 株式会社パイオラックス社外取締役(監査等委員)(現任) 令和4年 6月 株式会社ナルミヤ・インターナショナル監査役 令和7年 6月 株式会社北國フィナンシャルホールディングス(現株式会社CCIグループ)社外取締役(監査等委員)(現任)
監事	牧 兼充	令和7年9月1日 ～ 中長期計画最終年度 についての財務諸表 承認日	平成12年 3月 慶應義塾大学環境情報学部卒業 平成14年 3月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科修士課程修了 平成14年 4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科助手・助教 平成27年 9月 カリフォルニア大学サンディエゴ校博士課程修了 博士(経営学) 平成27年 9月 スタンフォード大学アジア太平洋研究所リサーチアソシエイト 平成28年 4月 政策研究大学院大学助教授 平成29年 9月 早稲田大学大学院経営管理研究科准教授(現職)

## 参考

### 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）

第 22 条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

1. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
2. 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
3. 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

### 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令

#### 第 12 条

2 法第 2 2 条第 1 項の政令で定める情報は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人等の組織に関する次に掲げる情報

ロ 当該独立行政法人等の組織の概要

(当該独立行政法人等の役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。)

### 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）

第 20 条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

5 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。